

○ 経済産業省告示第七十一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

なお、平成十八年経済産業省告示第六十八号（電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤松 広隆

電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示

第一条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の告示で定める基準は次のとおりとする。

一 入学資格、修業年限及び教育施設の内容が、認定を受けようとする教育施設（以下単に「教育施設」という。）の種類に従い、別表第一に適合していること

二 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の電気工学に関する学科（以下「関係学科」という。）において、教育施設の科目が、次号に掲げるすべての要件を満たしていること

イ 別表第二に掲げる授業内容とし、かつ、当該科目の単位数を別表第三に掲げる教育施設の種類及び科目区分に従い、同表に掲げる単位数以上開設していること

ロ 別表第三に掲げる教育施設の種類及び科目区分（５を除く。）に従った科目の単位数の二分の一以上を、別表第二の第一欄に掲げる授業内容としてしていること

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校（同法第一条による学校及び同法第二百二十四条による専修学校をいう。以下同じ。）以外の教育施設における関係学科の教員については、教育施設の種類に従い、関係学科に関して、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）若しくは専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）による教員の資格を有する者又は教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）により授与された高等学校の教員の免許状を有する者と同等

以上の専門分野における経歴、技能又は知識を有する者を、別表第四に従い配置していること

四 別表第五に掲げる実験設備及び実習設備（以下「実験設備等」という。）については、当該実験設備等を使用する関係学科の生徒数又は学生数等に応じ、適切に実験又は実習を行うために必要な数を設置していること

第二条 前条第二号の単位数の計算方法は、学校教育法による学校については、大学設置基準第二十一条第二項、短期大学設置基準第七条第二項、高等専門学校設置基準第十七条第三項、第四項若しくは第五項、専修学校設置基準第十六条第一項又は高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款第一項（以下「大学設置基準等」という。）によるものとし、学校以外の教育施設については、教育施設の種類に応じ大学設置基準等を準用するものとする。